

地域エネルギーサービス会社の立ち上げと ファンド出資を活用した資金調達の進め方について

1. 事業を始めるために、まずは新しい会社を設立しましょう。
2. 会社設立には、合同会社がお薦めです。
3. 融資を得るためには「自己資金」が必要になりますが、
多額の資本金を積むのは得策ではありません。
4. 「自己資金」はファンド(匿名組合)で集めましょう。
5. 事業主体(営業者)にとってのファンド(匿名組合)募集のメリット
6. 出資者にとってのファンド(匿名組合)出資のメリット
7. 日本型「地域エネルギー協同会社」立ち上げの提案

1. 事業を始めるために、まずは新しい会社を設立しましょう。

○事業にはリスクがつきものです。そのため、会社設立に当たっては、事業の内容やそのリスクをよく理解し、直接経営に関わろうとする少数の人に絞って、「資本金出資」を募り、新規に専門の事業会社(SPC)を立ち上げるべきです。

○SPCとは、Special Purpose Companyの略で、特定の事業だけを事業目的とする特別目的会社です。

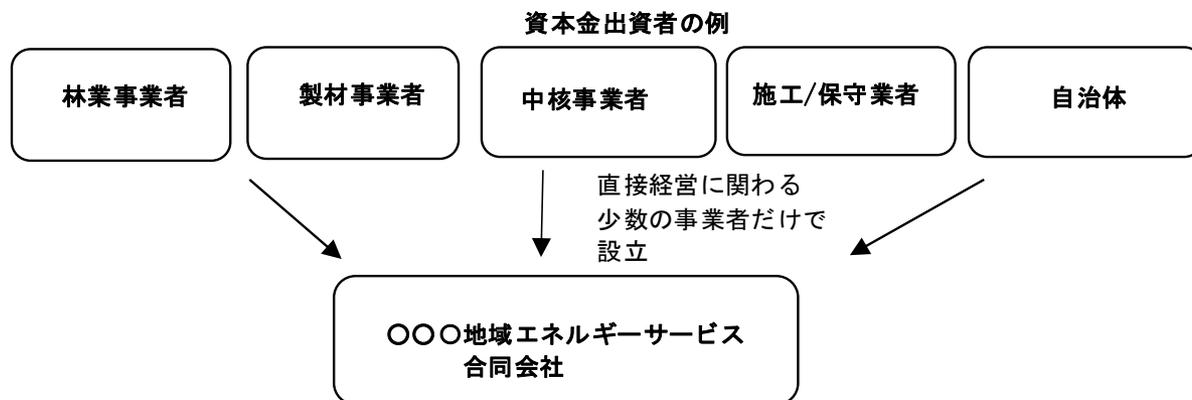
○SPCとするのは、新規の事業が不振に陥っても、金融機関などから、資本金出資者それぞれの本業や個人資産からの補てんを求められたりしないようにするためです。

○一方、資本金出資者それぞれの本業が不振に陥っても、当該事業は存続させられます。

○「合同会社」という法人格ですと、簡便かつ低廉に登記でき、さらに、設立後の会社運営も容易になります。

○合同会社(略称:GK)は、2006年5月1日施行の会社法により新しく設けられた新しい法人形態ですが、社員(出資者)は全員「有限責任」であって、出資額以上の責任を負う必要はない点などは、「株式会社」とほとんど変わりはありません。

このため、SPCは、「合同会社」として設立するのが一般的です。



2. 会社設立には、合同会社がお薦めです。

- 合同会社は、相互に人的信頼関係を有し、日常的に会合できる少人数の者が出資して共同で事業を営むことを予定した「人的会社」であることに特徴があります。
- このため、原則として「定款自治」が認められており、高い経営の自由度を有しています。
 - ・株式会社における「株主総会」や、一般社団法人における「社員総会」は、法定されていないので、迅速かつ簡便な形での意思決定が可能になります。
 - ・業務を執行する社員、さらにその中で会社を代表する社員を限定することも可能ですので、社員として出資はするものの、日常的な業務運営には加わらないことも可能です。
- 意思決定は、「協同組合」などと同じように、1人1票が原則となっています。
(株式会社と異なり、持分割合にはよらないとすることができるわけです。)
 - ・通常、会社の業務は、社員の過半数をもって決定しますが(会社法590条2項)、重要事項については総社員の同意を必要とするといったことも可能です。
 - ・なお、業務執行社員を定款で定めた場合、会社の業務は、業務執行社員の過半数をもって決定しますが(会社法591条1項)、定款で別段の定めをすることもできます。
- 以上のように、事業の目的や各社員の関わり具合によって、柔軟な組織設計を行えます。
 - ・たとえば、日常業務の運営にタッチしない場合は、業務執行社員にならなければよい一方、現金配当は、持分割合に応じて受け取るといった取り決めも可能です。
 - ・他方、各社員の経営責任を明確にすることを目的に、持分割合に応じた議決権を付与することもできます。
- なお、設立および維持コストは、簡便かつ低廉となっています。
 - ・設立時の定款認証 不要 (株式会社であれば3万円から5万円)、
 - ・登録免許税 最低6万円 (株式会社であれば最低15万円)
 - ・その後の運営も簡略にできます。
 - 決算公告は不要
 - 業務執行社員の任期は法定されていないので、重任登記は不要
 - 増資の際、資本準備金とすれば、登記自体不要になる など

3. 融資を得るためには「自己資金」が必要になりますが、多額の資本金を積むのは得策ではありません。

(1)「自己資金」のすべてを資本金で積む必要はありません。

- 事業を進めるには借入れが必要になると思いますが、その際、金融機関からは、通常、総事業費の2～3割程度の「自己資金」を求められます。
- ただし、この「自己資金」をすべて「資本金出資」で調達するのはあまり得策ではありません。株式出資には、以下のようなデメリットがあるからです。

資産	負債・資本金
運転資金	外部負債 借入など
設備	自己資金

(2) 株式会社による資本金集めのデメリット

- 資本金が大きくなると、利益の多寡にかかわらず、高い法人事業税率を課せられます。
 - ・外形標準(資本割)、付加価値割、均等割など

- 資本金は、原則として会社を解散するなどしない限り回収できません。

- ・もともと会社は、永続して事業を続けることを前提として設立するものですので、資本金(出資金)の返還は想定されていません。
- ・このため、出資金自体は、株主にはいつまで経っても戻ってこないことになります。
- ・どうしても返還してほしい出資者は、肩代わりしてもらおう相手(出資金の譲受人)を探してくるしかありません。

- 株主には、税引後利益からしか配当できません。

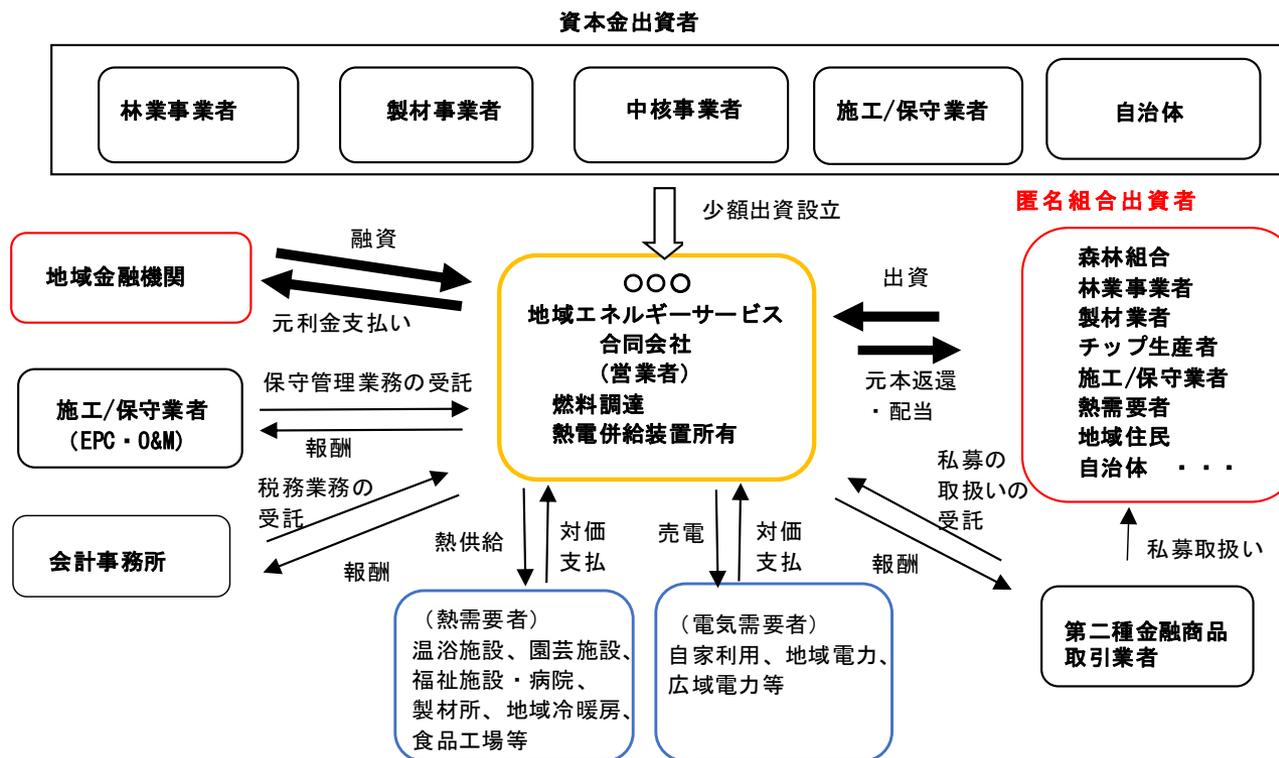
- ・売上収入から、直接的な費用(売上原価)、販売管理費、さらには支払利息といったものを差し引いたものが税引前利益ですが、これから法人税等を支払ったのちの税引後利益が、利益剰余金として計上されて初めて、配当を行うことができるようになります。
- ・株主は、会社段階で法人税等が支払われたのちによりやく配当してもらえるわけですが、この配当は、金融所得として課税対象になりますので、二重に課税されてしまうことになります。

4. 「自己資金」はファンド(匿名組合)で集めましょう。

○一方、「自己資金」のかなりの部分を、「資本金出資」とは異なる方法で積み上げる方法があります。
これが、匿名組合方式によるファンド出資(以下、ファンド(匿名組合)出資)です。

- ・匿名組合(略称:TK)出資であれば、出資元本の返還は可能であり、しかも税引前利益から配当できますので、二重課税を回避でき有利になります。
- ・ファンド(匿名組合)は、なんらかの設備投資を必要とし、その回収に長期を要する場合の資金調達手段として、よく使われている手法です。

○ファンド(匿名組合)出資を活用した金融機関借入れのスキームは、以下のようになります。



5. 事業主体(営業者)にとっての匿名組合募集のメリット

(1) 匿名組合とは

○匿名組合とは、当事者の一方(出資者)が相手方(営業者)の営業のために出資をし、その営業から生じる利益を分配することを約する商法上の匿名組合契約に基づいて成立する組合です。

(実際に「組合」という組織的に集まる「場」を作ったりするわけではありません。)

○なお、募集に当たっては、投資家保護を目的とする金融商品取引法の規制に従う必要があります。

(金融商品取引業の登録を得た事業者でなければ、匿名組合募集の取扱いはできません。)

(2) 匿名組合募集のメリット

○ファンド(匿名組合)出資は、利益がでたら配当したり元本を返還するとの契約であって、元本保証はしません。

借入契約ではないので、仮に事業が失敗した場合は、清算時にその事業に係る残存資産を返還することで終了します。

○ファンド(匿名組合)出資は、資本金に準じた扱いが期待できます。

匿名組合出資金の返還は借入金より後回しになるので、「自己資金」の一部として、金融機関は株式出資による資本金に準じた扱いをしてくれることが一般的です。

○資本金の過大な積み上げが不要になります。

このため、元本返還ができず税引後でない配当できない「資本金出資」を過大に積み上げなくて済みます。

○元利払いを続けなければならない借入れと異なり、利益が出るまで配当する必要はありません。

事業開始時貸借対照表(例)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,000,000	流動負債	4,000,000
現預金	5,000,000	短期借入金	4,000,000
固定資産	140,000,000	固定負債	145,000,000
有形固定資産	140,000,000	長期借入金	115,000,000
燃焼設備	100,000,000	匿名組合預り金	30,000,000
建物	40,000,000	負債計	149,000,000
繰延資産	5,000,000	純資産の部	
開業費	5,000,000	資本金	1,000,000
		利益剰余金	0
		純資産計	1,000,000
資産計	150,000,000	負債及び純資産計	150,000,000

注:あくまで数値例です。

6. ファンド出資者にとっての匿名組合出資のメリット

○元本返還を期待できます。

「資本金出資」と異なり、返還期限までに、現預金に余裕があれば元本を返還してもらうことができます。
(ある時期から一定額ずつ返還してもらうといったことも可能です。)

○税引前利益から配当してもらえます。

会計上は、「匿名組合預り金」として、借入金と同じように負債の部に計上され、税引前利益が黒字であれば、その利益のなかから配当してもらえます。

○二重課税を回避できます。

このため、法人税等を会社が支払う前に、ファンド(匿名組合)出資者は配当してもらえるので、二重課税が回避されます。(これを、法人税の「パススルー」と言います。)

○出資金額を超えた責任は問われません。

ファンド(匿名組合)出資者は、事業経営に直接携わるわけではないので、事業が失敗しても、自らの出資金額を超えた責任を問われることはありません。

以上のとおり、「資本金出資」を少額に抑えつつ、
ファンド(匿名組合)出資によって「自己資金」を積み上げ、
これをもとに金融機関借入を得て、事業を進めていくという
スキームは、再生可能エネルギー事業の立ち上げ・拡大に
おいても極めて有効です。

事業開始時損益計算書 (例)

売上高	40,000,000	40円
売上原価	34,500,000	
原材料費	20,000,000	12円
減価償却費	7,000,000	20年
人件費等	5,000,000	
償却税等	2,500,000	
売上総利益	5,500,000	
一般管理費	1,500,000	
支払報酬等	1,500,000	
営業利益	4,000,000	
営業外費用(支払利息等)	3,000,000	2.50%
経常利益(税引前利益)	1,000,000	
匿名組合契約に基づく損益分配額	1,000,000	3.3%
税引前当期純利益	0	
法人住民税(均等割)等	70,000	
当期純利益	-70,000	

7. 日本型「地域エネルギー協同会社」立ち上げの提案

(1) 欧州型「エネルギー協同組合」とは

(資料) イエンス・テスマン「エネルギー協同組合は、再生可能なエネルギーへの転換に大きく貢献している」
(財)自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック(2012年8月)より抜粋・要約

- ドイツでは19世紀以来「協同組合」という法人形態が存在し、現在に至っている。
- 基本は、お互いに助け合いながら、生活に必要なサービスを確保し、または産業を共に促進することである。
- 協同組合の法人としての特徴は、柔軟性、地域に根ざした分散型、市民参加型であり、近年は、「エネルギー協同組合」が増加している。
- 協同組合の設立は、3人から可能であり、組合員の数には制限がない。
- 組合員は組合の所有者であると同時に受益者
- 組合員になるために必要な投資は出資であり、出資することによりエネルギーの受給者となる。
- 組合員になる条件は、最低でも1件の出資分を購入することであり、脱会の際にはこの出資分が払い戻される。
- 組合員一人に一票という制度であるため、組合員一人の影響が限られており、外部からの敵対的な買収は不可能である。したがって、協同組合は、地域に根付いた利益共同体として外部に対しては保障されている。
- 個人の損害責任は、出資分の数を上限に負う。
- 組織としての運営は、条例に基づいて、総会、監事会、そして理事会によって行われる。
条例では、組織の機関のそれぞれの責任事項、利益の使い道、出資分の額や全体の数など運営に関する規制が明確になっている。
- また、協同組合は監査連盟に加盟し、法律や経営について相談ができる。
殆どの場合、設立の段階から、業務執行計画などについて、活動開始から外部の専門的助言を受けることとなる。
- 市民活動を中心とする協同組合はドイツで倒産の危険性が最も低い法人形態である。
- 財政、出資者の負うべき責任義務そして企業運営のリスクはきわめて少ない。
- したがって、世界的な金融・経済危機を背景に、地方での公共サービスを確保する分野では、協同組合は最近注目を集めている。

7. 日本型「地域エネルギー協同会社」立ち上げの提案

(2) 欧州型「エネルギー協同組合」が最適とは限りません。

- 欧州型「エネルギー協同組合」は、欧州に根差した協同組合運動の長い伝統に基づいています。
- 我が国でも、同様なものを導入しようとの機運が高まった時期もありましたが、頓挫してしまいました。
- そこで、我が国では、「欧州型『エネルギー協同組合』を自由に組成させてもらえないなら仕方がない」と、あきらめてしまった感じがします。

○しかし、欧州型「エネルギー協同組合」は、そもそも現状の我が国諸慣行の中では、必ずしも最適とは限りません。

- ・欧州型「エネルギー協同組合」は、「出資者=経営者=エネルギー受益者」の「三位一体」型組織です。
 - ・これは理想かもしれませんが、現状の我が国では、必ずしも最適解ではないように思えます。
 - ・エネルギーの供給責任を、技術的、経営的に担う事業体に対して、すべてのエネルギー受益者が、1人1票の議決権を有して直接参画することは、現実的に有益でしょうか？
 - ・なぜなら、たとえば、再エネ供給には技術的ノウハウが不可欠なことは言うまでもありませんが、加えて、事業経営には、営業、経理、人事といった、多方面にわたる専門的能力が求められます。
- ⇒こうしてみると、事業体自体の運営は、事業の遂行ノウハウを有し、経営責任を担える比較的少数の経営陣（業務執行社員とその職員）に運営を任せただ方が良いのではないのでしょうか。

○実際、小規模な欧州型「エネルギー協同組合」は、我が国の現状では資金調達に苦しむ可能性が高いです。

- ・事業の中核を担う経営陣が明確でないと、通常、融資を獲得することは容易ではありません。
経営経験・実績の有無、当該再エネ事業の運営能力を有する人材の有無等が、厳しく問われるからです。
- ・一般論として、NPO等が融資を得難いのは、この点も一因とされています。
ボランティア意識や代表権の不安定さ(1人1票なので意思決定が困難、覆されるリスクもある)等が忌避され、理事層の経営実績などが厳しく問われます。

○欧州型「エネルギー協同組合」の我が国への移植は、欧州におけるように、上部団体による各種助言や監査等の支援体制も同時に導入されていないと、投資家保護の観点からは問題視されるでしょう。

- ・これは、上述のように、経営自体に不安感が残るうえに、
場合によっては、詐欺的な資金集めなどに悪用される可能性があるからです。

7. 日本型「地域エネルギー協同会社」立ち上げの提案

(3) 「GK-TKスキーム」を活用して日本型「エネルギー協同会社」を創りましょう！

○まず、再エネ供給を担う「地域エネルギー協同会社」を、合同会社(GK)で創りましょう。

- ・社員は、比較的少数の直接再エネ供給を担うステーク・ホルダーに絞り込んだほうがよいでしょう。
一 中核的経営陣、材の供給責任を持つ林業関係者・チップ業者、施工・保守業者、地方自治体等です。
- ・議決権は、1人1票でもよいし、経営責任の重さに応じて差異を設けてもよいでしょう。
- ・日常業務には関与されない社員が想定される場合は、
業務執行社員を選出し、日常業務運営の決定を委ねることも可能です。
- ・一方、利益配当については、持分比率に応じて配分することも可能です。

○そして、再エネ受益者や再エネ支援者を対象として、匿名組合(TK)を募集します。

- ・出資者は、事業に伴うリスクを共有すると同時に、その対価を現金配当として得ることができます。
(加えて、再エネ受益者であれば、使用料を支払って再エネ供給を享受することができます。)
- ・脱炭素に協力したいが身近に再エネ源を見出せない都市住民などからの出資も歓迎すべきでしょう。
(都市住民は、資金提供の一端を担うと同時に、再エネ事業の成功を支援するという喜びを共有できます。)
- ・匿名組合員は、「地域エネルギー協同会社」の経営自体に直接参加することはできませんが、
例えば、「諮問会議」の設置を定め、重要事項については意見を表明できるようにすることは可能です。
- ・脱炭素に向けた様々な取り組みを、地域住民と都市住民が協働して進めることが期待できます。

○匿名組合(TK)では、金融商品取引法の諸規制に基づき、出資者保護が図られます。

- ・第二種金融商品取引業者が募集を取り扱うことにより、
 - ①事前に実現可能性や妥当性などの事業審査がなされます(成果を保証するものではありません)。
 - ②事業運営について出資者と営業者(事業体)間で詳細な取決めを定めた匿名組合契約書が用意されます。
 - ③応募者に対して、契約締結前に、さまざまなリスクの所在及び重要事項に関する説明を行います。
- ・事業開始後も第二種金融商品取引業者にはモニター義務が課されます。
- ・こうした取り組みは、営業者による詐欺的な資金集めや、不適切な事業運営を防止する効果を持っていると考えられています。